

種目	細目 (目的)	補助区分	補助金算定事業費範囲 (補助率)	支援内容	事業主体 (借受者)
5 スマート技術導入加速化支援	(1) みどり園芸スマート産地形成支援 環境負荷低減の推進に向けて、資材投入の最適化や生産性向上を図るため、スマート農業技術の導入を推進する。	補助	【機械整備】 500～50,000千円 (5/10以内)	園芸産地で取り組む環境負荷低減の推進に資するスマート農業技術の実装に必要な機械の整備	・農業協同組合 ・農業者等の組織する団体 ・農地所有適格法人
	(2) 中山間地域スマート技術導入支援 中山間地域で負担の大きい見回りや中間管理等の省力化及び軽労化を図るため、農作業や生育管理で実用性・必要性が高いスマート農業技術の導入を推進する。	補助	【機械整備】 500～20,000千円 (5/10以内)	中山間地域における効率的な営農体制の構築に向けて、地域一体で取り組むスマート農業技術の実装に必要な機械の整備	・農林業者等の組織する団体 ・農地所有適格法人 ・農業協同組合

採択基準
<p>1 事業主体は以下の要件を満たすこと。</p> <p>(1) 事業主体が、農業協同組合または農業者等の組織する団体の場合は、「地域園芸振興プラン」が策定されている産地で、事業の対象とする品目が当該プランで位置付けられていること。</p> <p>(2) 事業主体が、農地所有適格法人の場合は、自ら「地域園芸振興プラン」を策定していること。</p> <p>2 対象となる機械は、農林水産省の「農業新技術_製品・サービス集」等に掲載されている機械のうち、環境負荷低減に資する以下の(1)～(5)とする。</p> <p>(1) 農業用機械の自動操舵システム</p> <p>(2) 農業用ドローン</p> <p>(3) ほ場・施設環境モニタリング(環境制御システム含む)</p> <p>(4) 自動草刈機</p> <p>(5) その他、園芸生産の省力化や生産性向上に必要なスマート農業機械</p> <p>3 導入する機械は、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>(1) 機械の共同利用を行う。</p> <p>(2) 機械により作業受託を行う。</p> <p>(3) 機械を複数台導入し、複数の農業者が利用またはデータを共有する。</p> <p>4 スマート農業技術を定着させる取組について 事業の実施に当たっては、当該技術を産地に定着させるための取組(研修会の開催、マニュアルの作成、データ解析等)を一体的に行うこと。</p>
<p>1 実施地区は交付要綱別記第1項に定める中山間地域とする。</p> <p>2 対象となる機械は、以下の(1)から(6)とする。</p> <p>(1) 水管理システム</p> <p>(2) ほ場・施設環境モニタリング(環境制御システム含む)</p> <p>(3) 鳥獣害対策関連ICT技術</p> <p>(4) リモコン草刈機</p> <p>(5) 農業用ドローン</p> <p>(6) その他、中山間地域の営農体制の構築に必要なスマート農業機械</p> <p>3 導入する機械は、以下のいずれかの使用方法をとること。</p> <p>(1) 機械の共同利用を行う。</p> <p>(2) 機械により作業受託を行う。</p> <p>(3) 機械を複数台導入し、複数の農業者が利用またはデータを共有する。</p> <p>4 受益の対象となる農地は、以下の要件を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概ね10ha以上であること。 ・急傾斜農用地(田:1/20以上、畑・草地等:15°以上)の面積が全体の1/2、又は10haのいずれか小さい方の値より大きいこと。 <p>5 スマート農業技術を定着させる取組について事業の実施に当たっては、当該技術を地区に定着させるための取組(研修会の開催、マニュアルの作成、データ解析等)を一体的に行うこと。</p>